



〒070-0034

旭川市4条通5丁目左10号

株式会社 盛永組

TEL 0166-22-0151

FAX 0166-22-0170

お取引先商業者様

商社コード指定申請について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より、弊社の事業推進の為に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、弊社の支払業務に必要なコード指定申請のご案内をいたします。

以下の内容を参照の上、御社の情報をご記入いただきます様、よろしくお願ひいたします。

謹 白

申請データ作成にあたっての注意事項

- 弊社では、お取引先業者様の情報をこちらの商社コードにて管理しております。
申請書の2重枠線内に御社の情報をご記入ください。(ゴム印等での省略は可能です)
- お書きいただきました申請書は**弊社経理部まで郵送・またはFAX**をお願いいたします。
- 御社において本店・支店・営業所等が別経理であれば各々コードを申請ください。
申請書に記載いただいた住所にてコード通知書・注文書等の発送を行います。
指定部署・住所等がある場合はそちらをご記入ください。
- 口座名義が会社名と同一の場合は記入は不要です。
ただし名義が会社名と違う(支店、支社名が付く・個人名での登録である等)の場合は、正しい口座名義を記入欄へお書きください。
- 弊社は従来の約束手形での決済に代わり、**電子記録債権(電子手形)での決済**を推進しております。手形取引を利用されるお客様で(株)全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)をご利用のお客様は是非こちらの登録をお願いいたします。
- でんさいネットに関しまして、お取引金融機関より弊社について尋ねられた場合は次の通りお答え願ひます。
 - ・(株)盛永組のでんさいネット利用者番号 00004AAR1
 - ・弊社入金金融機関 旭川信用金庫 本店
北海道銀行 旭川支店
北陸銀行 旭川支店
- 主業種は御社の主力業種をお書きください。例:左官業
- 他、特記事項等ありましたら備考欄への記入をお願いいたします。
- 記入に関してご不明な点等がございましたら弊社経理部までお問合せください。



コード設定書

申請日 年 月 日
登録日 年 月 日旭川市4条通5丁目左10号
株式会社 盛永組
TEL 0166-22-0151
FAX 0166-22-0170

商社コード指定申請書

以下の通り商社コードの指定申請をいたします。

商社コード			
フリガナ 会社名			
フリガナ 代表者名			
会社所在地	〒 -		
電話番号		担当部署(任意)	
FAX番号		担当者(任意)	
指定金融機関	現金決済金融機関		金融機関コード
	店名		店コード
	口座種別	普通・当座 預金	口座番号
	口座名カナ		
	口座名義		
でんさいネット 利用者情報 (※でんさい利用金融 機関は現金決済口座と 異なる場合のみ)	利用者番号カナ		
	利用者番号	※0(ゼロ)O(オー)、1(イチ)I(アイ)、U(ユー)V(ブイ)等の間違いに注意ください	
	でんさい利用金融機関		
	店名		
	口座種別	普通・当座 預金	口座番号
口座名義			
主業種			
備考			

盛永組記入欄

盛友会会員	安全衛生協力会会員
○ 会員 ○ 非会員	○ 会員 ○ 準会員 ○ 非会員

経理部長	確認者	入力者

※手形決済を利用のお取引先様へのご案内ですが、現金決済のみのお客様も参考にご覧下さい。

2021年3月

お取引先 各位

旭川市4条通5丁目左10号
株式会社 盛永組

「でんさいネットでのお支払いについて」

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社は2014年1月より、これまでの約束手形での決済に代わり原則として「電子記録債権」での決済を行っております。導入より8年目を迎え、両社にとって紛失リスク・事務負担・管理コストの軽減ができるこちらの形式で日々多くのお客様と取引を行っております。

それに伴いまして弊社では今後支払手形の廃止を検討しており、今回の趣旨をご理解の上、新規お取引先様におかれましても電子記録債権での決済を利用頂きます様お願い申し上げます。

敬具

記

1. 手形決済に代わる支払方法

『**電子記録債権**』・・・詳細は別紙説明案内をご覧ください

(株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下、「でんさいネット」)を活用した決済手段)

2. ご依頼事項

□各お取引金融機関にご相談の上、「でんさいネット」に利用申込を行ってください。

(利用契約をするには金融機関所定の手続きがあります。手続きには1月程かかります)

※既にでんさいネットを利用されている場合は新たに申込みをする必要はありません。

□利用契約締結後、別紙『**商社コード指定申請書**』に貴社の情報をご記入の上、FAXまたは郵送にて弊社経理部宛にご送付下さい。後日申請の場合は別途ご連絡ください。

□金融機関より弊社の情報を尋ねられた場合は以下の通りお答え願います。

株式会社盛永組の利用番号 00004AAR1

弊社入会金融機関

旭川信用金庫 本店

北海道銀行 旭川支店

北陸銀行 旭川支店

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社 盛永組

(担当: 水野) TEL: 0166-22-0151

FAX: 0166-22-0170

E-mail: mizuno@morinagagumi.co.jp

でんさいネットを利用した電子記録債権決済のご説明

1. 「でんさいネット」を利用したお取引の概要

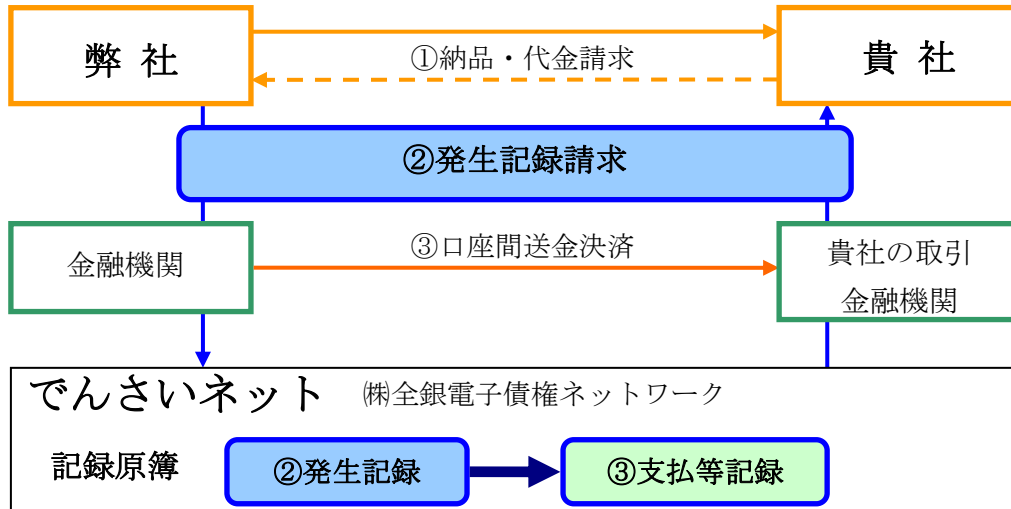
全国銀行協会が設立した電子債権記録機関である(株)全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」）を利用した決済サービスです。

「でんさいネット」については、ホームページ『<http://www.densai.net/>』をご確認下さい。

2. でんさいネットをご利用になるには

貴社のお取引金融機関を通じて、「でんさいネット」のご利用手続きを行っていただく必要があります。（※ご利用の手続きについては、金融機関所定の審査があります。）

3. 電子記録債権決済の流れ



① 納品・代金請求

納品・代金請求の手続きは、これまでと変更ありません。

② 発生記録請求（手形の振出に相当します。）

弊社が、電子記録債権を発生させます。発生させた電子記録債権は、貴社のお取引金融機関を経由して、貴社に通知されます。

③ 口座間送金決済（手形の決済に相当します。）

電子記録債権の支払期日になると、弊社の決済口座から、貴社の決済口座へ代金が送金されます。

4. 電子記録債権の活用

(1) 譲渡記録請求（手形の裏書に相当します。）

貴社が受け取った電子記録債権を、支払のために譲渡することができます。

支払に必要な金額を分割して譲渡することも可能です。（手形にはない機能です。）

(2) 電子記録債権の割引

貴社が受け取った電子記録債権で、割引を申し込むことができます。

(3) 電子記録債権の担保

貴社が受け取った電子記録債権で、担保貸付を申し込むことができます。

サービスのご利用には金融機関所定の審査があります。

また、でんさいの割引・担保等のサービス内容は、金融機関によって異なります。サービス内容については、お取引金融機関にご確認願います。